

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる注意喚起（４月１５日）

●カナダ政府は、本１５日から実施されているカナダ入国時の自己隔離の執行強化に関する情報を、ウェブサイトに掲載しました。

１．カナダ入国時の自己隔離の執行強化

カナダ政府は、本１５日から実施されているカナダ入国時の自己隔離の執行強化に関する情報を、ウェブサイトに掲載しました。

本執行強化は、入国者の新型コロナウイルスの症状の有無に関わらず、自己隔離計画を聴取するものであり、同計画が不十分又は不適切と判断された場合は、ホテル等、首席公衆衛生官の指定する施設で隔離することが求められます。

自己隔離は以下の点を満たす必要がありますので、入国される方は、御注意ください。

・６５歳以上の高齢者や、基礎疾患のある人と接触する場所での隔離は認められない。

・隔離場所は、食料や必要な医薬品など、基本的な生活必需品が入手できる環境である必要がある。

なお、症状が認められる場合は、上記に加え、空港から自己隔離の場所まで、公共交通機関、タクシー等は使用できません。

詳細については、以下のウェブサイトの「Travel restrictions and exemptions」を御参照ください。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice.html?topic=tilelink#f>

当館注：４月１４日発出の当館領事メールのカナダ入国時の自己隔離の執行強化（２）で記載した、「カナダ国籍者、カナダ永住権保持者等の者には、入国制限が課されている。」は、正しくは「カナダ国籍者、カナダ永住権保持者等以外の者には、入国制限が課されている。」ですので、訂正してお詫びいたします。

２．オンタリオ州の感染者数

４月１５日午前１０時３０分現在、オンタリオ州保健省は、州内の新型コロナウイルスの感染者数について、新規４９４症例、累計８，４４７症例（累計死亡：３８５症例、累計回復：３，９０２症例含む）と発表しました。

既に州内において緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出は控え、自宅に滞在することが求められています。感染拡大防止は、今後の市民の行動にかかって

いることが強調され、社会生活に影響が及ぶ更なる措置が講じられることも予想されますので、州・地方自治体及び各保健当局から最新情報を収集してください。

他者との2メートルの物理的距離(physical distancing)の維持や手洗いの励行などの感染症対策もこれまで以上に徹底するなどして、引き続き感染予防に努めてください。